遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号　15―46Ｐ―0004

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ダウ・ケミカル日本株式会社 代表取締役　栗田　道郎 東京都品川区東品川二丁目２番24号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤アリルオキシアルカノエート系，グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ（改変*aad―12, 2mepsps, pat, Glycine max* (L.) Merr.）(DAS44406, OECD UI: DAS―44406―6)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号　15―46Ｐ―0005

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	デュポン株式会社 代表取締役社長　田中　能之 東京都千代田区永田町二丁目11番１号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ（*gat4621, Brassica napus* L.）(73496, OECD UI: DP―073496―4)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

○経済産業省告示第十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年二月十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

表の委任した予算科目名の欄中「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、中小企業・小規模事業者連携促進支援事業、小規模事業者等ＪＡＰＡＮブランド育成・地域産業資源活用支援事業（地域産業資源活用支援事業に限る。）、ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業及び中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうち橋渡し研究事業に限る。）、地域商業自立促進事業費（地域商業自立促進事業に限る。）、中心市街地再興戦略事業、中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業・小規模事業者経営人材等支援事業に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、中小企業・小規模事業者等ＪＡＰＡＮブランド育成・地域産業資源活用支援事業（地域産業資源活用支援事業に限る。）、ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業及び中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうち橋渡し研究事業に限る。）、地域商業自立促進事業費（地域商業自立促進事業に限る。）、中心市街地再興戦略事業、中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業・小規模事業者経営人材等支援事業に限る。）」に、「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域資源活用ネットワーク形成発展事業に限る。）」を「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域資源活用ネットワーク構築事業（地域中小企業・小規模事業者人材対策事業に限る。）」に、「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域資源活用ネットワーク形成発展事業に限る。）」を「地域イノベーション協創プログラム補助金（戦略分野オープンイノベーション促進事業費補助金（ふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業、低未利用資源活用等農商工等連携支援事業、地域間連携型新連携支援事業、ふるさと名物普及事業、地域ネットワーク活用海外展開支援事業に限る。）に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年二月十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

別表一の項補助金等の名称欄中「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金」を「エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金（延伸大陸棚等資源開発促進事業費補助金）」に、「石油製品品質確保事業費補助金」を「石油製品品質確保事業費補助金」に、「福島原子力事故影響対策特別交付金（研究開発に係るものを除く。）」を「福島原子力事故影響対策特別交付金（研究開発に係るものを除く。）」に、「民生用燃料電池導入支援補助金」を「民生用燃料電池導入支援補助金（メタンハイドレート開発促進事業費補助金）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百二十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第十二項及び第三十九条の七第六項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十七年二月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令第二十五条第十二項及び第三十九条の七第六項の規定に基づき、地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区として国土交通大臣が定める基準に該当する地区であつて国土交通大臣が指定する地区は、東京都目黒区目黒本町五丁目の地区とする。